

提出書類一覧表

別添1

				様式1	様式2	様式3	様式4	様式5	様式6	様式7		備考	提出期日	
		研修プログラム		臨床研修施設申請書 (新規申請)	研修協力施設概況表	臨床研修施設等変更届出書	研修プログラム追加・変更届出書	臨床研修施設指定取消申請書	研修プログラム廃止届出書	年次報告書	指定継続の計画書			
年次報告	単独型		●							●注7)		地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	毎年 4月30日	
	臨床研修施設群	管理型	●							●注7)		管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
		協力型(Ⅰ)								●注7)				
		協力型(Ⅱ)								●注7)				
臨床研修施設に関する こと	臨床研修施設の指定		単独型		●	●注1・7)						地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日	
			臨床研修施設群	管理型	●	●注1・7)								管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。
				協力型(Ⅰ)		●注1・7)								
				協力型(Ⅱ)		●注1・7)								
	臨床研修施設の変更		単独型				●注2)						地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	その日から起算 して一月以内
			臨床研修施設群	管理型			●注2)						管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
				協力型(Ⅰ)			●注2)							
				協力型(Ⅱ)			●注2)							
	臨床研修施設の指定の取消し		単独型						●				地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日
			臨床研修施設群	管理型					●				管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
				協力型(Ⅰ)					●					
				協力型(Ⅱ)					●					
研修協力施設に関する こと	新たに臨床研修施設と共同して臨床研修を行う場合					●注7)						地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日	
	研修協力施設の変更					●注2)						管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	その日から起算 して一月以内	
	年次報告									●注7)			毎年 4月30日	
研修プログラムに関する こと	研修プログラム追加 注3)		単独型		●			●注7)				地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日	
			臨床研修施設群	管理型	●			●注7)						管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。
				協力型(Ⅰ)		●注4・7)		●注4・7)						
				協力型(Ⅱ)		●注4・7)		●注4・7)						
	研修プログラム変更	臨床研修施設群の構成 の変更を伴わない	単独型		◎			●注4・7)					地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日
			臨床研修施設群	管理型	◎			●注4・7)					管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
				協力型(Ⅰ)										
				協力型(Ⅱ)										
		臨床研修施設群の構成 の変更を伴う	臨床研修施設を 追加 注4)		管理型	◎			●注7)				管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
					協力型(Ⅰ)		●注4・7)		●注4・7)					
			臨床研修施設を 削除 注5)		管理型	◎			●注4・7)					
					協力型(Ⅰ)				●注5)					
研修プログラム廃止 注5)	臨床研修施設群		単独型		●			●注5)	●			地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日	
			管理型	●			●注5)	●			管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。			
			協力型(Ⅰ)				●注5)							
			協力型(Ⅱ)				●注5)							
指定継続		単独型		●						●注7)	●注6)	地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	地方厚生局健康福祉部医事課と 相談すること	
		管理型		●						●注7)	●注6)	地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		

※様式は「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に規定するものを用いること。それぞれの様式のうち、施設の区分に応じて様式が規定されているものは、該当する施設の区分の様式に記入し提出すること。

- ： 提出が必要な書類
- ◎： 研修プログラムを変更する場合は、変更前後の研修プログラム及び変更箇所を記載した書類(変更部分に下線を付した変更前後の研修プログラムでも可)が必要

- 注1) 既に臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、新たに他の区分の臨床研修施設として研修プログラムを新設する場合、当該区分の臨床研修施設の指定申請を行わなければならない。
- 注2) 診療科名、病床の種別ごとの病床数、研修管理委員会の構成員、指導歯科医の氏名、研修歯科医の処遇に関する事項、研修協力施設に関し定められた事項に係る変更については、指定の基準に適合しなくなった場合を除き年次報告の際に施行通知の様式3を併せて届け出ることができる。
- 注3) 臨床研修施設が既に指定を受けている区分の中で、新たに他の研修プログラムを追加する場合をいう。
- 注4) 当該病院又は診療所が新たに他の区分の臨床研修施設になろうとする場合は施行通知の様式1、既に臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所である場合には施行通知の様式4を提出する。
- 注5) 当該病院又は診療所がそれぞれの区分の臨床研修施設としての指定取消を伴う場合、臨床研修施設の指定取消の手続きが必要である。
- 注6) 形式任意。3年以上受入れがない経緯、研修歯科医の受入れがない原因、受入れのための今後の対策等の内容を含むこと。
- 注7) 2シート目「歯科医師名簿」のうち、「フォローアップ研修」欄については、空欄として差し支えない。

提出書類一覧表

大学病院のみ又は大学病院と臨床研修施設が共同で臨床研修を行う場合の提出書類一覧

別添2

		研修プログラム	特例通知				施行通知							備考	提出期日	
			様式1	様式2	様式3	様式4	様式1	様式2	様式3	様式4	様式5	様式6	様式7			
			大学病院概況表	大学病院等変更届出書	大学病院研修プログラム廃止届出書	大学病院年次報告書	臨床研修施設申請書(新規申請)	研修協力施設概況表	臨床研修施設等変更届出書	研修プログラム追加・変更届出書	臨床研修施設指定取消申請書	研修プログラム廃止届出書	年次報告書			
年次報告・年次の情報提供	単独型相当大学病院		●			●注9)								地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	毎年 4月30日	
	管理型	臨床研修施設	●										●注9)	管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
	協力型(I)	相当大学病院				●注9)										●注9)
		臨床研修施設														
	協力型(II)	相当大学病院				●注9)										●注9)
		臨床研修施設														
	管理型	相当大学病院	●			●注9)										管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。
協力型(I)	相当大学病院				●注9)								●注9)			
	臨床研修施設															
大学病院のみで単独又は共同で臨床研修を行う場合の情報提供	単独型相当大学病院		●	●注9)										地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日	
	管理型	相当大学病院	●	●注9)										管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
	協力型(I)	相当大学病院		●注9)												
	協力型(II)	相当大学病院		●注9)												
大学病院の変更の情報提供	単独型相当大学病院				●注2)									地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	その日から起算して一月以内	
	管理型	相当大学病院			●注2)									管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
	協力型(I)	相当大学病院			●注2)											
	協力型(II)	相当大学病院			●注2)											
大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の指定	管理型	臨床研修施設	●			●注1・9)								管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日	
	協力型(I)	相当大学病院		●注9)												
	協力型(II)	相当大学病院		●注9)												
	管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型(I)臨床研修施設又は協力型(II)臨床研修施設の指定注7)	管理型	相当大学病院	●	●注9)										管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
		協力型(I)	臨床研修施設				●注1・9)									
		協力型(II)	臨床研修施設				●注1・9)									
	大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の変更	管理型	臨床研修施設						●注2)						管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	その日から起算して一月以内
		協力型(I)	相当大学病院			●注2)										
		協力型(II)	相当大学病院			●注2)										
		管理型	相当大学病院			●注2)										
	管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型(I)臨床研修施設又は協力型(II)臨床研修施設の変更注8)	協力型(I)	臨床研修施設						●注2)						管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
		協力型(II)	臨床研修施設						●注2)							
管理型		相当大学病院								●						
大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の指定の取消し	協力型(I)	相当大学病院												管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日	
	協力型(II)	相当大学病院														
	管理型	相当大学病院														
管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型(I)臨床研修施設又は協力型(II)臨床研修施設の指定の取消し	協力型(I)	臨床研修施設								●				管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
	協力型(II)	臨床研修施設								●						
	管理型	相当大学病院														
研修協力施設に関すること	新たに臨床研修施設と共同して臨床研修を行う場合							●注9)						単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日	
	研修協力施設の変更				●注2)										その日から起算して一月以内	
	年次報告											●注9)			毎年 4月30日	

		研修プログラム	特例通知				施行通知							備考	提出期日		
			様式1	様式2	様式3	様式4	様式1	様式2	様式3	様式4	様式5	様式6	様式7				
			大学病院概況表	大学病院等変更届出書	大学病院研修プログラム廃止届出書	大学病院年次報告書	臨床研修施設申請書(新規申請)	研修協力施設概況表	臨床研修施設等変更届出書	研修プログラム追加・変更届出書	臨床研修施設指定取消申請書	研修プログラム廃止届出書	年次報告書				
研修プログラム追加届出注4)	単独型相当大学病院		●	●注9)										地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の4月30日		
	管理型	臨床研修施設	●				●注5・9)			●注5・9)				管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。			
	協力型(Ⅰ)	相当大学病院	●注9)														
		臨床研修施設					●注5・9)			●注5・9)							
	協力型(Ⅱ)	相当大学病院	●注9)											管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。			
		臨床研修施設					●注5・9)			●注5・9)							
	管理型	相当大学病院	●	●注9)										管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。			
	協力型(Ⅰ)	相当大学病院	●注9)														
		臨床研修施設					●注5・9)			●注5・9)							
	協力型(Ⅱ)	相当大学病院	●注9)											管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。			
		臨床研修施設					●注5・9)			●注5・9)							
	研修プログラム変更	単独型相当大学病院		◎	●注9)											地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の4月30日
		臨床研修施設群の構成の変更を伴わない	管理型	臨床研修施設	◎							●注9)				管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
			協力型(Ⅰ)	相当大学病院	●注9)												
臨床研修施設											●注9)						
協力型(Ⅱ)			相当大学病院	●注9)										管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。			
			臨床研修施設								●注9)						
管理型			相当大学病院	◎	●注9)										管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
		臨床研修施設															
臨床研修施設群の構成の変更を伴う		協力型(Ⅰ)	相当大学病院	●注9)										管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。			
			臨床研修施設					●注5・9)		●注5・9)							
		協力型(Ⅱ)	相当大学病院	●注9)										管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。			
			臨床研修施設					●注5・9)		●注5・9)							
		管理型	相当大学病院	◎	●注9)									管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。			
		臨床研修施設															
協力型(Ⅰ)	相当大学病院	●注9)											管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。				
	臨床研修施設					●注5・9)		●注5・9)									
協力型(Ⅱ)	相当大学病院	●注9)											管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。				
	臨床研修施設					●注5・9)		●注5・9)									
研修プログラム廃止注5)	単独型相当大学病院		●		●									地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の4月30日		
	管理型	臨床研修施設	●		●						●注6)		管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。				
		相当大学病院									●注6)						
	協力型(Ⅰ)	相当大学病院											管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。				
		臨床研修施設									●注6)						
	協力型(Ⅱ)	相当大学病院											管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。				
		臨床研修施設									●注6)						
	管理型	相当大学病院	●		●								管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。				
協力型(Ⅰ)	相当大学病院																
	臨床研修施設									●注6)							
協力型(Ⅱ)	相当大学病院											管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。					
	臨床研修施設									●注6)							

※様式は「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」及び「歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」に規定するものを用いること。それぞれの様式のうち、施設の区分に応じて様式が規定されているものは、該当する区分の様式に記入し提出すること。

●： 提出が必要な書類

◎： 研修プログラムを変更する場合は、変更前後の研修プログラム及び変更箇所を記載した書類(変更部分に下線を付した変更前後の研修プログラムでも可)が必要

- 注1) 既に臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、新たに他の区分の臨床研修施設として研修プログラムを新設する場合、当該区分の臨床研修施設の指定申請を行わなければならない。
- 注2) 診療科名、病床の種別ごとの病床数、研修管理委員会の構成員、指導歯科医の氏名、研修歯科医の処遇に関する事項、研修協力施設に関し定められた事項に係る変更については、指定の基準に適合しなくなった場合を除き年次報告の際に施行通知の様式3を併せて届け出ることができる。
- 注3) 診療科名、病床の種別ごとの病床数、研修管理委員会の構成員、指導歯科医の氏名、研修歯科医の処遇に関する事項、研修協力施設に関し定められた事項に係る変更については、年次報告の際に特例通知の様式2を併せて届け出ることができる。
- 注4) 臨床研修施設が既に指定を受けている区分の中で、新たに他の研修プログラムを追加する場合をいう。
- 注5) 当該病院又は診療所が新たに他の区分の臨床研修施設になろうとする場合は施行通知の様式1、既に臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所である場合には施行通知の様式4を提出する。
- 注6) 当該病院又は診療所がそれぞれの区分の臨床研修施設としての指定取消を伴う場合、臨床研修施設の指定取消の手続きが必要である。
- 注7) 管理型相当大学病院と臨床研修施設が共同して臨床研修を行う場合で、臨床研修施設群に協力型(Ⅰ)相当大学病院又は協力型(Ⅱ)相当大学病院が含まれる場合には、当該協力型(Ⅰ)相当大学病院又は協力型(Ⅱ)相当大学病院の大学病院概況表を提出する。
- 注8) 管理型相当大学病院と臨床研修施設が共同して臨床研修を行う場合で、臨床研修施設群に協力型(Ⅰ)相当大学病院又は協力型(Ⅱ)相当大学病院が含まれる場合には、当該協力型(Ⅰ)相当大学病院又は協力型(Ⅱ)相当大学病院の大学病院等変更届出書を提出する。
- 注9) 2シート目「歯科医師名簿」のうち、「フォローアップ研修」欄については、空欄として差し支えない。